

CONTENTS

- 令和4年度 農業農村整備予算の概要……………1
- 農業農村整備の集い……………3
- 埼玉県管理運営体制強化委員会……………5
- 埼玉県受益農地管理強化委員会……………5
- 令和3年度 土地改良区等検査結果の概要……………6
- 令和3年度 土地改良区等の設立状況……………7
- 埼玉県多面的機能支援推進会議通常総会……………8
- 施設所有賠償責任保険について……………8
- 土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策について9
- 連合会日誌……………9
- お知らせ……………10
- 金利改定……………10

埼玉の土地改良

戯れ (小川町)



令和4年度 農業農村整備予算の概要

埼玉県農林部農村整備課

農村整備課の令和4年度予算総額は、約80億円となっています。

農地の大区画化と担い手農家への集積、水利施設の長寿命化、ため池などの災害防止、計画的、効率的に事業化を進めるという4つの視点で、コストの縮減や環境への配慮に引き続き努めながら、事業を効果的に推進していきます。

農業基盤公共事業の重点化

1 農地の大区画化と集積により担い手を育成する「ほ場整備事業」

生産条件が悪い地域において、道路、水路の整備やほ場の大区画化を行うことで、担い手農家の経営規模の拡大や農業経営の安定を図ります。また、水田の畑利用を可能にし、水稻から多彩な農産物への経営転換など地域の特性を活かした農業を展開していきます。

2 水利施設の長寿命化を図る「かんがい排水事業」

老朽化している水利施設の適時適切な補修を行うことで、水利施設の機能を維持し、農業生産の安定を図ります。

3 災害を防止し、地域の安全を守る「農地防災事業」

ため池などの農業水利施設の改修や整備を行い、機能低下した施設の回復、耐震化等を行うことにより、大規模な地震や風水害などによる被害を未然に防止し、農産物の安定供給と地域の安全性向上を図ります。

4 計画的、効率的に事業化を進める「土地改良事業計画等調査」

農業農村整備事業の計画的、効率的な実施を図るために、必要な調査及び計画の策定等を行います。

令和4年度 農業農村整備事業予算

(単位：百万円)

事業名	事業の目的・内容	予算額	地区数等
県営土地改良事業			
かんがい排水事業費	農業生産基盤の基礎的要素である用排水条件を整備し、農業経営の安定と地域農業の確立を図る。(かんがい排水事業、かんがい排水事業(長寿命化対策))	672	8
ほ場整備事業費	農地の区画を拡大し、道路・用排水路を整備することにより、農業生産性を向上させ、担い手農家への農地利用集積及び農業経営の安定化を図る。	1,175	11
農地防災事業費	農地農業用施設や公共施設の災害の未然防止、及び機能低下した施設の機能回復を図るために、農業用排水施設を整備する。(農地防災事業、防災減災緊急対策事業)	2,114	35
農道整備事業費	基幹的な農道の橋梁等の補修を実施し、農道機能の保全を図るとともに農産物輸送の効率化を図り、農業経営の安定化及び地域の発展、生活環境の改善を図る。	133	1
基幹水利施設管理事業費	国営土地改良事業により造成された大規模で公共性の高い基幹水利施設について、県が管理することによって、その効用を適正に発揮させる。	153	9
団体営土地改良事業費	中小規模の農業生産基盤整備、農村生活環境基盤整備を行う。(団体営基盤整備促進事業、彩の国ゆたかなむらづくり整備事業、農地中間管理機構農地耕作条件改善事業)	594	199
県費単独土地改良事業費	農業生産条件の改善のために必要な小規模な農業基盤整備や、防災上必要な農業用排水施設等の整備を図る。また、古利根堰を管理するための費用の一部を補助する。(県費単独土地改良事業、土地改良施設支援事業)	181	47
水と緑に親しむみち管理事業費	県民に親しまれている緑のヘルシーロードと水と緑のふれあいロードを、適正に維持管理する。	60	—
土地改良事業計画等調査費	農業農村整備事業の計画的、効率的な実施を図るために、必要な調査及び計画の策定等を行う。	107	19
土地改良事業運営等指導促進費	土地改良施設の適正管理及び土地改良区運営等の強化を図る。(土地改良事業管理運営費、土地改良事業推進対策事業)	29	—
直轄土地改良事業費負担金	国営事業及び水資源機構事業の負担金である。	356	2
利根大堰等負担金	利根導水路建設事業及び埼玉合口二期事業によって造成された施設の管理に要する費用の負担金である。	296	2
多面的機能支援事業	農業・農村の多面的機能を維持・発揮させるため、地域で行う農地や水路、農道などの地域資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援する。	625	—
水辺周辺活用事業(農業用水)	農業生産のために維持されてきた身近な水辺の魅力が実感できるよう、水辺空間を整備するとともに、直売所等により新鮮な農産物を供給している都市近郊農業への理解を深める。	489	6
その他	給与費、団体補助費、農業水利調整費等	1,044	—
計		8,028	

(※百万円未満四捨五入)

農業農村整備の集い



二階全土連会長挨拶

去る6月14日に東京都千代田区・砂防会館別館シェーンバッハ・サボーにおいて“農を守り、地方を創る予算の確保に向けて”をテーマにした農業農村整備の集いが開催された。本集会は、全国の農業農村整備に携わる関係者が一同に会し、それぞれの現場で直面している喫緊の課題に対応し、事業の一層の充実と推進を期することを目的に、年二回開催している。

開会にあたり二階俊博全国土地改良事業団体連合会長は、組織一丸となって努力してきた結果として、当初と補正を合わせて2年連続で6,300億円の予算を確保できた。この予算の円滑な実施を通じて、引き続き農業の競争力強化と農村地域の国土強靱化に邁進するようお願いする。コロナ禍やウクライナ侵攻を背景に、国家の喫緊の最重要課題として、食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長のため、土地改良により農地の大区画化・汎用化などを推進していくことが「骨太の方針」に記載された。また、男女共同参画の推進については「女性版骨太の方針2022」にも明記されており、これを組織の活性化の手段として捉え、令和7年度における「土地改良区的女性理事の割合を10%以上にする」「女性理事が登用されていない土地改良区を0にする」という目標達成に向けて、取り組んでもらいたい。そして、土地改良予算確保においては、進藤金日子さんと宮崎雅夫さんが「車の両輪」となり皆様方と力を合わせ、しっかりと活動を展開していくことが重要である、と述べ、更なる組織の団結を訴えた。



金子農林水産大臣挨拶



ガンバロウ三唱

来賓として挨拶した金子原二郎農林水産大臣は、愛知県の明治用水頭首工で発生した漏水事故に触れ、農業生産や農村生活を支えるインフラを安定的に機能させる必要があり、農業農村整備事業の重要性が増している。今後、事業の着実な推進が図られるよう、必要な予算の安定的な確保に全力で取り組むとの姿勢を示した。また、森山裕食料安全保障に関する検討委員会委員長は、農業経営は、肥料、畜産物の濃厚飼料の高騰と大変厳しい時を迎えているが、皆様と一緒に乗り切り、日本の食料は大丈夫だと思っただけのまで頑張り続ける、と述べた。

会合にはその他、宮崎雅夫農林水産大臣政務官、下野六太農林水産大臣政務官ら、衆・参国會議員124名、農林水産省幹部5名が駆けつけ、集会を盛り上げた。

また本集会では、農業農村整備関係予算の確保などを国に求める下記要請文が採択され、大会終了後に本会参加者は県参加者とともに、本県選出の衆議院議員・参議院議員へ要請活動を行った。

要 請 文

- 一 食料自給力の維持・向上を通じて食料安全保障に寄与する土地改良事業の計画的・安定的な推進のため、必要な予算を安定的に確保すること。
- 二 大規模災害からの復旧・復興や再度災害防止の取組を早急に進めること。また、災害対応のデジタル化、事務手続きの更なる簡素化を図ること。
- 三 農業の競争力強化のため、農地の集積・集約化、米から高収益作物への転換、スマート農業の導入を促す農地整備を引き続き推進すること。
- 四 農村地域の国土強靱化のため、老朽化した農業水利施設の更新・長寿命化や、豪雨・地震対策等を引き続き推進すること。
- 五 ICT、AI等の先進技術を活用して、土地改良施設管理の省力化・高度化を図るとともに、情報通信技術を扱う土地改良技術者等の人材育成を図ること。
- 六 主として中小規模の土地改良区を対象とした合併等を推進するとともに、土地改良区における複式簿記の定着・活用、燃料価格や農事用電力料金の急激な高騰への対応など、運営基盤強化に対する支援を推進すること。
- 七 流域治水の取組推進に当たっては、関係する農業水利施設の管理者や田んぼダムに取り組む農業者に過度な負担や責任が生じないように配慮すること。
- 八 水田活用の直接支払交付金の見直しにおいて、土地改良に与える影響を踏まえ、必要な措置を講ずること。
- 九 上記事項の推進に当たり、水土里ネットが有する技術、経験などを十分発揮できるよう配慮すること。

令和4年度 埼玉県管理運営体制強化委員会

去る7月12日(火)、本会大会議室において、埼玉県管理運営体制強化委員会が開催された。

本委員会は、土地改良区体制強化事業に基づき、土地改良施設の円滑かつ適切な管理及び土地改良区の事業運営の透明化やガバナンスの強化を図るため、土地改良施設の診断・管理指導の実施、管理運営等に関する苦情・紛争等の対策及び財務管理強化に関する指導等の実施についての検討が行われるものである。

本年度の委員会は、会長代理の大岡委員が挨拶の後、議長となり、議事に入った。

議 題

1. 令和3年度 土地改良区体制強化事業

- (1)施設・財務管理強化対策 事業報告について
- (2)施設・財務管理強化対策 事業報告について
(財務管理強化に関する巡回指導及び会計の専門家の配置)

2. 令和4年度 土地改良区体制強化事業

- (1)施設・財務管理強化対策 事業計画(案)について
- (2)施設・財務管理強化対策 事業計画(案)について
(財務管理強化に関する巡回指導及び会計の専門家の配置)

以上の議題についてそれぞれ協議し、原案どおり承認された。

令和4年度埼玉県管理運営体制強化委員

所 属	役 職	氏 名	備 考
埼玉県土地改良事業団体連合会	会 長	三ツ林裕己	委員 長
関東農政局農村振興部土地改良管理課	課 長	飯田 博隆	
関東農政局土地改良技術事務所	所 長	宮川 賢治	
埼玉県農林部農村整備課	課 長	木村 眞司	
荒川右岸用排水土地改良区	理 事 長	内田 光夫	
大里用水土地改良区	理 事 長	夏目 亮一	
埼玉県土地改良事業団体連合会	常務理事	大岡 早孝	

令和4年度 埼玉県受益農地管理強化委員会

去る7月12日(火)、本会大会議室において、埼玉県受益農地管理強化委員会が開催された。

本委員会は、土地改良区体制強化事業・受益農地管理強化対策に基づき開催されるもので、換地事務の適正かつ円滑な推進により農地の効率的利用が図れるよう、換地事務に関する指導・助言等について行うために設置されたものである。

委員会は、大岡会長代理が挨拶の後、議長となり、議事に入った。



議 題

1. 令和3年度 土地改良区体制強化事業

受益農地管理強化対策事業報告及び収支決算について

以上の議題についてそれぞれ協議し、原案どおり承認された。

2. 令和4年度 土地改良区体制強化事業

受益農地管理強化対策事業計画(案)及び収支予算について

令和4年度埼玉県受益農地管理強化委員

所 属	役 職	氏 名	備 考
埼玉県土地改良事業団体連合会	会 長	三ツ林裕己	委員 長
関東農政局農村振興部土地改良管理課	課 長	飯田 博隆	
さいたま地方法務局不動産登記部門	統括表示登記専門官	神山 智	
埼玉県農林部農村整備課	課 長	木村 眞司	
公益社団法人埼玉県公共嘱託登記司法書士協会	司法書士	三ツ木静江	
大里用水土地改良区	理 事 長	夏目 亮一	
池上土地改良区	理 事 長		
土地改良換地士		江守 眞一	
埼玉県土地改良事業団体連合会	常務理事	大岡 早孝	

令和3年度土地改良区等検査結果の概要

埼玉県農林部農村整備課

土地改良法第132条に基づき実施した令和3年度土地改良区等検査結果をお知らせします。

昨年度は、農村整備課で3土地改良区、農林振興センターで24土地改良区の合計27土地改良区の総合検査を行いました。

講評事項は合計117件で、内訳は表のとおりです。

地区及び組合員の関係では、「その他（資格得喪通知提出の奨励等）」が11件となっています。同一の土地について共有者等がある場合には、法第113条の2により代表制が設けられ、共有者を合わせて一の事業参加資格者又は権利者とみなしていますが、この選任の届出が漏れているものが見受けられました。平成29年度の法改正により、共有者の代表が、土地改良事業に係る同意や総会における議決権等の行使を行うことになったことから、農業者の意思を適切に反映した土地改良事業の実施のためにも、選任された代表者の把握・整理とともに、共有地代表制について組合員への周知を図るようお願いいたします。

土地原簿や組合員名簿については、記載すべき事項の記載のないものがありました。これらの書簿は、土地改良区の基礎となる重要な書類であるため、組合員資格の得喪事由等が発生した場合は、直ちに確認、変更するとともに、農林水産省令で定める記載事項について、漏れなく記載するようご注意ください。

事業の関係では「その他（工事関係書類不備等）」が12件となっています。工事に関する契約や支出の手続きについては規程に基づき行うとともに、関係書類を整理しておくようにしてください。

また、会計経理の関係では、「会計処理（証拠書や諸整理簿不備等）」が18件となっています。土地改良区の会計処理については、その裏付けと処理の過程を明確に説明できるように、根拠となる規程や収支に関する証拠書類、帳簿などの諸整理簿を整えておくようにしてください。

予算執行手続きに関しては、予算の流用や会計間の繰出、繰入を行う際には、規約や会計細則等の規程に定められた手続きを経る必要があります。

予算執行に際しても、総(代)会や理事会の決定を要する旨が定められているものについては、意思決定手続きについても適切に実施してください。

今年度の土地改良区検査・会計経理検査については秋頃から実施する予定ですが、昨年度同様、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、検査の実施方法等について例年と変更となる可能性があります。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

各土地改良区、連合におかれましては、今後ともより一層の適正な土地改良区運営について、重ねてお願いいたします。

講評事項の内訳

項目	改善指示事項	件数
地区及び組合員	土地原簿・組合員名簿の整備・修正が不十分	6
	その他（資格得喪通知提出の奨励等）	11
議決機関	議事録の調製不備	1
	議決（議長が含まれている、採決方法）	1
	その他（選挙区1人区、欠員、議案内容）	11
役員	監査関係	2
	理事会、監事会の開催回数が少ない	1
	理事会、監事会の議事録調製不備	4
	選挙、選任手続きの不備	6
	その他（総代兼務、低出席率、議決方法等）	5
諸規程記録類	定款、規約の改正が必要	9
	諸規程の要整備	11
	その他（文書の保存等）	2
事業	土地改良施設台帳・固定資産台帳の要整備	1
	その他（工事関係書類不備等）	12
会計経理	賦課徴収（督促状未発行、徴収率低水準、賦課金額の算定等）	5
	会計処理（証拠書や諸整理簿不備等）	18
	財政計画	1
	予算執行手続き（項新設廃止・流用）	2
	その他（経理体制・決算関係書類等）	8
合計		117

令和3年度 土地改良区等の設立状況

埼玉県農林部農村整備課

令和3年度の埼玉県内の土地改良区等設立状況について、以下のとおりお知らせいたします。

1 設立状況等 (表1)

令和4年3月31日現在の土地改良区（連合を含む）数は97です。昨年度からの変更はありません。

2 面積別構成 (表2)

地区面積100ha未満の小規模土地改良区が全体の37.9%を占めています。

3 組合員別構成 (表3)

小規模土地改良区が多く、組合員300人未満の土地改良区が42.1%となっています。

4 新設・解散した土地改良区

新設及び解散した土地改良区はありません。

表1 土地改良区（連合を含む）の設立状況等

	地区数					面積 (ha)			組合員数 (人)		
	令和2年度末	令和3年度末	増減	増減の内訳		令和2年度末	令和3年度末	増減	令和2年度末	令和3年度末	増減
				設立	解散						
土地改良区	95	95	0	0	0	59,604	59,420	△184	126,425	127,332	907
土地改良区連合	2	2	0	0	0	13,234	13,169	△65	33,019	32,819	△200
計	97	97	0	0	0	72,838	72,589	△249	159,444	160,151	707

表2 土地改良区（連合を含む）の面積別構成

	100ha未満	100ha以上 500ha未満	500ha以上 2,000ha未満	2,000ha以上 5,000ha未満	5,000ha以上	合計
土地改良区*	36 (37.9%)	35 (36.8%)	18 (18.9%)	2 (2.1%)	4 (4.2%)	95 (100%)
土地改良区連合	—	—	—	1	1	2
計	36	35	18	3	5	97

表3 土地改良区（連合を含む）の組合員別構成

単位：土地改良区数 (%)

	200人未満	200人以上 300人未満	300人以上 1,000人未満	1,000人以上 5,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	10,000人以上	合計
土地改良区*	23 (24.2%)	17 (17.9%)	30 (31.6%)	19 (20.0%)	4 (4.2%)	2 (2.1%)	95 (100%)
土地改良区連合	—	—	—	—	1	1	2
計	23	17	30	19	5	3	97

※パーセントの数値は小数第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100とはならない。

埼玉県多面的機能支援推進会議 令和4年度 通常総会及び優良事例表彰

去る4月28日(木)、「埼玉県多面的機能支援推進会議」通常総会が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面により開催され、次の議題について原案どおり承認された。

- (1) 議 事
 - 第1号議案 令和3年度事業報告の承認について
 - 第2号議案 令和3年度収支決算の承認について
 - 第3号議案 令和4年度事業計画(案)について
 - 第4号議案 令和4年度収支予算(案)について
- (2) 多面的機能支払交付金の今後の事業推進について
- (3) 優良事例表彰について

令和4年度埼玉県優良事例表彰組織(8組織)

地域部会	市町村	活動組織名
さいたま	上尾市	藤波地区環境保全会
川越	川越市	古谷本郷地区農地・水・環境美化サークル
東松山	川島町	川島町牛ヶ谷戸集落活動組織
秩父	小鹿野町	三島地区の環境を守る会
本庄	本庄市	金屋地域農地保全協議会
大里	深谷市	芳沼環境保全会
加須	羽生市	美田ムジナムンクラブ
春日部	吉川市	江戸川通り活動組織

関東農政局令和3年度優良事例表彰組織(1組織)

地域部会	市町村	活動組織名
川越	富士見市	東大久保・農地・水・環境保全協議会

施設所有(管理者)賠償責任保険に加入していますか?

用排水路、ため池、機場、頭首工、更には堰等の施設の欠陥や管理ミス、または業務上のミスに起因する事故により、他人の身体に障害を与えたり、財物を壊したりすることによって、施設所有者(管理者)が法律上の損害賠償責任を負われた場合に、その保険金が支払われる保険制度です。

毎年数件の土地改良施設に関わる事故が報告されています。未加入の場合は、万一に備えて、加入することを検討してみたいかがでしょうか? あわせて、施設の安全管理について再確認をお願いします。



お問合せ先 水土里ネットさいたま 総務部 近藤、太田 TEL 048-530-7340

土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策について

当会では、土地改良事業の実施や運営等に精通した職員を相談指導員として配置しています。また、近年の複雑化・高度化する相談等に対応するため、必要に応じて、弁護士への委嘱体制を整えています。お気軽にご相談下さい。

相談方法

文書による依頼を原則としますが、口頭又は電話等でも構いません。適宜、受け付けていますので、下記の相談指導員へお問い合わせ下さい。

相談料は原則として無料です。ただし、弁護士対応の相談案件において、調査や書類作成等の実作業が発生した場合の費用は自己負担となります。

相談業務の範囲

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ① 土地改良事業に関する苦情・紛争等への対応 | ⑤ 農業水利に関する指導 |
| ② 土地改良事業計画の作成、工事实施に関する指導 | ⑥ 土地改良法令に関する指導 |
| ③ 事業主体の組織運営上の指導 | ⑦ 換地処分その他農用地集団化に関する指導 |
| ④ 土地改良施設の管理に関する指導 | ⑧ その他 |

相談指導員(窓口)

所 属	氏 名	電話番号 ☎530-	所 属	氏 名	電話番号 ☎530-
事 務 局 長	細井清隆	7333	総 務 部 長	近藤慶一	7340
事業部長兼ため池保全課長	齊藤 靖	7338	総 務 課 長	太田 東	7335
企画換地課長	松沼淳也	7344	集落排水課長	綿貫達也	7342
団体支援課長	加藤 勝	7356	農村整備課長	根岸健一	7348
地域支援課長	矢崎岳彦	7352			

FAX : 048-530-7370 (共通)

連合会日誌

開 催 日	会 議 ・ 行 事	開 催 地
5月	9~10日 新人職員研修会	熊 谷 市
	3日 第1回事務局長等会議	W e b 形 式
6月	13日 関東一都九県第1回事務責任者会議	群 馬 県
	14日 農業農村整備の集い	東 京 都
7月	4日 秩父土地改良推進協議会通常総会	秩 父 市
	6日 本会第1回監査及び第2回監事会	熊 谷 市
	12日 埼玉県管理運営体制強化委員会	熊 谷 市
	12日 埼玉県受益農地管理強化委員会	熊 谷 市
	13日 都道府県土連ブロック代表事務責任者会議	W e b 形 式
	19日 本会第2回理事会	熊 谷 市
	20日 利根川水系農業水利協議会埼玉県支部通常総会	さいたま市
	21日 川越土地改良推進協議会通常総会	川 越 市
	25~29日 土地改良区体制強化事業施設管理研修(前期)	さいたま市
	27日 農業集落排水事業連絡協議会総会	鴻 巣 市
28日 本庄土地改良推進協議会通常総会	本 庄 市	

研修会開催のお知らせ

◆市町村長・水土里ネット理事長・市町村農政担当課長研修会について

と き	令和4年9月26日(月)
場 所	クリアこうのす(鴻巣市文化センター)小ホール
内 容	(1) 令和5年度農業農村整備事業関係予算について (2) (仮題)水路の安全管理について (3) (仮題)職場におけるハラスメントとその対策について

◆統合整備推進研修(会計研修)について

と き	令和4年11月1日(火)
場 所	クリアこうのす(鴻巣市文化センター)大会議室
内 容 (予定)	(1) 単式簿記を継続して貸借対照表を作成する方法 (2) 財務諸表を活用した財務分析の方法 (3) 財務諸表等の作成手続き

新型コロナウイルス感染症について、当会ではマスク、検温、消毒等必要な対策をとったうえで開催いたします。多数のご参加をお待ちしております。

お問合せ先 水土里ネットさいたま 総務部総務課 太田、滝澤 TEL 048-530-7335

当会顧問会計士による会計相談会について

当会では、決算関係書類等に関する指導・助言を、会計の専門家と連携して行っています。令和4年度からの貸借対照表作成の義務化に伴い、当会顧問会計士による個別相談会を実施いたします。この相談会に参加を希望される方は、下記お問合せ先まで事前にご予約ください。多数のご参加をお待ちしております。

場 所 埼玉県土地改良事業団体連合会 3階大会議室

日 程	第4回 令和4年 9月 5日(月)
	第5回 10月 5日(水)
	第6回 11月10日(木)
	第7回 12月 5日(月)
	第8回 令和5年 1月13日(金)
	第9回 2月 7日(火)

お問合せ先

水土里ネットさいたま
総務部総務課
TEL 048-530-7335



農業基盤整備資金の金利改定について

令和4年7月19日付けの株式会社日本政策金融公庫の農業基盤整備資金の金利改定について、下記のとおりお知らせいたします。(単位：%)

区 分	改 訂 前					改 訂 後				
	融資期間にかかわらず	融資期間別(一例)				融資期間にかかわらず	融資期間別(一例)			
		5年	10年	15年	20年		5年	10年	15年	20年
都道府県営補助残	0.65	—	—	—	—	0.75	—	—	—	—
団体営補助残	0.50	—	—	—	—	0.60	—	—	—	—
非補助一般	0.50	—	—	—	—	0.60	—	—	—	—
非補助利子軽減	0.50	—	—	—	—	0.60	—	—	—	—
災害復旧	—	0.16	0.25	0.45	0.50	—	0.25	0.35	0.55	0.60

お問合せ先 水土里ネットさいたま 事業部農村整備課担当 根岸 TEL 048-530-7348

